

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成8年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (大規模災害等による授業料等の免除) 第26条の2 [略] 2 [略] 3 条例第15条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。 4 条例第15条第1項第2号に規定する修業が困難で特に必要があると認められる者は、条例第14条の規定に基づき授業料及び入学料の免除を受ける者に準ずる程度に修業が困難になったと認められる者とする。 (大規模災害等による授業料等の免除の額) 第26条の3 条例第15条第1項の規定に基づき免除する授業料、入学検定料、入学料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 授業料 前期分又は後期分の授業料についてその全額 <u>(前条第4項に該当することとなった者にあっては、前期分又は後期分の授業料についてその全額、3分の2又は3分の1)</u> (2) 入学検定料 その全額 (3) 入学料 その全額 <u>(前条第4項に該当することとなつた者にあっては、その全額、3分の2又は3分の1)</u> (4) [略] (免除の申請) 第27条 [略] 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 条例第15条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場 | (大規模災害による授業料等の免除) 第26条の2 [略] 2 [略] (大規模災害による授業料等の免除の額) 第26条の3 条例第15条第1項の規定に基づき免除する授業料、入学�定料、入学料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 授業料 前期分又は後期分の授業料についてその全額 (2) 入学検定料及び入学料 その全額 (3) [略] (免除の申請) 第27条 [略] 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] |

合 第26条の2 第4項に該当することを証する書類

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第29条 前条第1項の規定による授業料又は寄宿舎料の免除の決定の通知を受けた者が第25条第1項又は第26条の2第2項若しくは第4項に規定する要件を欠くこととなったとき、第16条に規定する訓告又は停学（3月末満の期間のものに限る。）の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

（大規模災害等による授業料等の免除の申請をした者等に係る授業料等の納付）

第30条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(免除の決定の効力の停止及び通知)

第29条 前条第1項の規定による授業料又は寄宿舎料の免除の決定の通知を受けた者が第25条第1項又は第26条の2第2項に規定する要件を欠くこととなったとき、第16条に規定する訓告又は停学（3月末満の期間のものに限る。）の処分を受けたときその他授業料を免除することが適当でない事実が生じたときは、校長は、当該免除の決定の効力を停止し、当該者又は当該者の学資を主として負担している者に通知するものとする。

（大規模災害による授業料等の免除の申請をした者等に係る授業料等の納付）

第30条 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。